

○洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部設置要綱

平成27年 8 月 19 日 告示第 51 号

改正

平成29年 3 月 31 日 告示第 40 号

洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部設置要綱

(設置)

第 1 条 人口減少、少子高齢社会の進展に対し、将来にわたり活力ある本市地域社会を持続、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出に向け、必要な取組を検討し、一体的な推進を図ることを目的として、洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び改訂に関すること。
- (2) 前号に関連する人口の現状及び将来の見通しを踏まえた人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
- (3) 総合戦略について施策の推進及び効果の検証並びに情報共有及び連絡調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法に基づく総合的な施策の企画及び推進に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、洲本市部長会議規程（平成18年洲本市訓令第89号）第 2 条に規定する部長会議の構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を代表し、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部会議の進行は、本部長又は本部長が指名する者が行う。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を特別本部員として、本部会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 本部長から付託された事項を調査研究するため、本部に下部組織として別表左欄に掲げる4つの専門部会を置く。

2 専門部会は、総合戦略に盛り込むべき事項を分野別に調査検討するとともに、課題解決のための素案を作成し、本部長に報告する。

3 専門部会に部会長、副部会長及び部員を置き、それぞれ本部長が指名した職員をもって充てる。

4 部会長は専門部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 専門部会は、部会長が必要に応じて招集する。

6 専門部会の円滑な運営を図るため、別表左欄に掲げる専門部会の統括は、それぞれ別表右欄に掲げる課において行う。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画情報部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第40号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

専門部会	統括課
創業・就労の促進	産業振興部商工観光課

定住・交流の促進	企画情報部魅力創生課
出産・子育て環境の充実	健康福祉部子ども子育て課
まちづくり・地域づくり	都市整備部都市計画課